

令和元年 9 月  
令和元年 第 4 回 栃木市議会定例会  
議案説明書（その 2）

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 116 号	栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 117 号	栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第 118 号	栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第 119 号	栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第 120 号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第 121 号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第 122 号	栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 123 号	栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第 124 号	栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	84
議案第 125 号	財産の貸付けについて	110
議案第 126 号	平成 30 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	115
議案第 127 号	平成 30 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	117
議案第 128 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	119
議案第 129 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	121

(公園緑地課)

議案第116号

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

提案理由

有料公園施設の利用日の見直し及び使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 ファミリーパークの利用日を改めること。(別表第1関係)
- 2 使用料を改定すること。(別表第2関係)

〔参照条文〕

議案第98号と同じ。

議案第116号（公園緑地課）

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表第1（第2条関係）

区分		利用日	利用時間
略	略	略	略
ファミリー パーク	バーベキュー場	<u>4月1日から11月 30日まで</u>	午前9時30分から午後4時 まで
	ファミリーパーク プラザ	<u>1月5日から12月 27日まで</u>	午前9時から午後5時まで。た だし、12月1日から2月末日 までは午後4時までとする。
	バッテリーカー乗 り場	<u>1月5日から12月 27日まで</u>	午前9時から午後5時まで。た だし、12月1日から2月末日 までは午後4時までとする。
略	略	略	略

改 正 案

別表第1 (第2条関係)

区分		利用日	利用時間
略	略	略	略
ファミリー パーク	バーベキュー場	次に掲げる日を除く 毎日 (1) 月曜日 (2) 火曜日 (3) 12月1日から 翌年3月31日ま で	午前9時30分から午後4時 まで
	ファミリーパーク プラザ	次に掲げる日を除く 毎日 (1) 月曜日 (2) 火曜日 (3) 12月28日か ら翌年1月4日ま で	午前9時から午後5時まで。た だし、12月1日から2月末日 までは午後4時までとする。
	バッテリーカー乗 り場	次に掲げる日を除く 毎日 (1) 月曜日 (2) 火曜日 (3) 12月28日か ら翌年1月4日ま で	午前9時から午後5時まで。た だし、12月1日から2月末日 までは午後4時までとする。
略	略	略	略

現 行

別表第2（第5条関係）

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区分		使用料	
主競技場	団体	スポーツ	1時間につき <u>1,600円</u>
		集会等	1時間につき <u>4,000円</u>
		営利等	1時間につき <u>16,000円</u>
	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき <u>220円</u>
補助競技場	団体	スポーツ	1時間につき <u>800円</u>
		集会等	1時間につき <u>2,000円</u>
		営利等	1時間につき <u>8,000円</u>
	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき <u>220円</u>
卓球場	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき <u>220円</u>
柔道場	団体	スポーツ	1時間につき <u>600円</u>
		集会等	1時間につき <u>1,500円</u>
		営利等	1時間につき <u>6,000円</u>
	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき <u>220円</u>
剣道場	団体	スポーツ	1時間につき <u>600円</u>
		集会等	1時間につき <u>1,500円</u>
		営利等	1時間につき <u>6,000円</u>
	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき <u>220円</u>
トレーニング室	個人		1人1回につき <u>300円</u>

改 正 案

別表第2（第5条関係）

1 栃木市総合運動公園

(1) 総合体育館

区分			使用料
主競技場	団体	スポーツ	1時間につき 1,670円
		集会等	1時間につき 4,190円
		営利等	1時間につき 16,760円
	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき 230円
補助競技場	団体	スポーツ	1時間につき 830円
		集会等	1時間につき 2,090円
		営利等	1時間につき 8,380円
	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき 230円
卓球場	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき 230円
柔道場	団体	スポーツ	1時間につき 620円
		集会等	1時間につき 1,570円
		営利等	1時間につき 6,280円
	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき 230円
剣道場	団体	スポーツ	1時間につき 620円
		集会等	1時間につき 1,570円
		営利等	1時間につき 6,280円
	個人	中学生以下	1人1回につき 60円
		上記以外の者	1人1回につき 230円
トレーニング室	個人		1人1回につき 310円

現 行

会議室（定員36人）		1時間につき	500円
器具等使 用料	体操	器具一式 1種目につき	330円
	卓球	器具一式（ラケット及びボールを除く。）	220円
	バドミントン	器具一式（ラケット及びシャトルコックを除く。）	220円
	バスケットボール	器具一式	330円
	バレーボール	器具一式	330円
	ハンドボール	器具一式	330円
	フェンシング	器具一式	330円
	放送装置	マイク1本 1時間につき (1本増すごとに110円を追加)	500円
	温水シャワー	1人1回につき	50円
	電光掲示板	1対 1時間につき	400円
	机	1脚につき	40円
	いす	1脚につき	30円

備考 略

(2) 陸上競技場等

区分		使用料	
陸上 競技 場	個人利用	1時間につき 100円	
	団体利用	スポーツ	1時間につき 1,500円
		集会等	1時間につき 3,750円
		営利等	1時間につき 15,000円
	第1会議室（定員50人）		1時間につき 200円
	第2会議室（定員80人）		1時間につき 250円
軟式野球場（1 面につき）	スポーツ	1時間につき 500円	
	集会等	1時間につき 1,250円	
	営利等	1時間につき 5,000円	
硬式野球場	スポーツ	1時間につき 1,000円	



改 正 案

会議室（定員36人）		1時間につき	520円
器具等使	体操	器具一式 1種目につき	340円
用料	卓球	器具一式（ラケット及びボールを除く。）	230円
	バドミントン	器具一式（ラケット及びシャトルコックを除く。）	230円
	バスケットボール	器具一式	340円
	バレーボール	器具一式	340円
	ハンドボール	器具一式	340円
	フェンシング	器具一式	340円
	放送装置	マイク1本 1時間につき (1本増すごとに110円を追加)	520円
	温水シャワー	1人1回につき	50円
	電光掲示板	1対 1時間につき	420円
	机	1脚につき	40円
	いす	1脚につき	30円

備考 略

(2) 陸上競技場等

区分		使用料	
陸上 競 技 場	個人利用	1時間につき 100円	
	団体利用	スポーツ	1時間につき 1,570円
		集会等	1時間につき 3,920円
		営利等	1時間につき 15,710円
	第1会議室（定員50人）		1時間につき 210円
	第2会議室（定員80人）		1時間につき 260円
軟式野球場（1 面につき）	スポーツ	1時間につき 520円	
	集会等	1時間につき 1,300円	
	営利等	1時間につき 5,230円	
硬式野球場	スポーツ	1時間につき 1,040円	

現 行

	集会等	1時間につき <u>2,500円</u>	
	営利等	1時間につき <u>10,000円</u>	
テニスコート (1面につき)	スポーツ	1時間につき <u>600円</u>	
	集会等	1時間につき <u>1,500円</u>	
	営利等	1時間につき <u>6,000円</u>	
多目的グラウンド	全面	スポーツ	1時間につき <u>500円</u>
		集会等	1時間につき <u>1,250円</u>
		営利等	1時間につき <u>5,000円</u>
	半面	スポーツ	1時間につき <u>250円</u>
		集会等	1時間につき <u>630円</u>
		営利等	1時間につき <u>2,500円</u>
芝生グラウンド (1面につき)	スポーツ	1時間につき <u>250円</u>	
	集会等	1時間につき <u>630円</u>	
	営利等	1時間につき <u>2,500円</u>	
附属 設備	放送器具 判定器具 操作盤	1回(半日)につき <u>1,000円</u> (ただし、軟式野球場については、2時間で <u>2,000円</u> とする。)	
	スコアボード (硬式野球場)	1回(半日)につき <u>500円</u>	
	夜間照明設備(軟式野球場)	30分 <u>2,500円</u>	
	夜間照明設備(テニスコート)	1面 30分 <u>200円</u>	
	シャワー	1人1回 <u>50円</u>	

備考 略

(3) プール

中学生以下	左記以外の者
1人1回につき <u>150円</u>	1人1回につき <u>300円</u>

改 正 案

	集会等	1時間につき <u>2,610円</u>	
	営利等	1時間につき <u>10,470円</u>	
テニスコート (1面につき)	スポーツ	1時間につき <u>620円</u>	
	集会等	1時間につき <u>1,570円</u>	
	営利等	1時間につき <u>6,280円</u>	
多目的グラウン ド	全面	スポーツ	1時間につき <u>520円</u>
		集会等	1時間につき <u>1,300円</u>
		営利等	1時間につき <u>5,230円</u>
	半面	スポーツ	1時間につき <u>260円</u>
		集会等	1時間につき <u>660円</u>
		営利等	1時間につき <u>2,610円</u>
芝生グラウンド (1面につき)	スポーツ	1時間につき <u>260円</u>	
	集会等	1時間につき <u>660円</u>	
	営利等	1時間につき <u>2,610円</u>	
附属 設備	放送器具 判定器具 操作盤	1回(半日)につき <u>1,040円</u> (ただし、軟式野球場については、2時間で <u>210円</u> とする。)	
	スコアボード (硬式野球場)	1回(半日)につき <u>520円</u>	
	夜間照明設備(軟式野球場)	30分 <u>2,610円</u>	
	夜間照明設備(テニスコ ート)	1面 30分 <u>210円</u>	
	シャワー	1人1回 <u>50円</u>	

備考 略

(3) プール

中学生以下	左記以外の者
1人1回につき <u>150円</u>	1人1回につき <u>310円</u>

現 行

備考 略

(4) 弓道場

区分		使用料
個人利用		1人1回につき 100円
団体利用	スポーツ	1時間につき 400円
	集会等	1時間につき 1,000円
	営利等	1時間につき 4,000円

備考 略

2 大平運動公園

区分		使用料	
管理棟	第1多目的室	1時間につき 160円	
	第2多目的室	1時間につき 100円	
	シャワー	1回につき 100円	
野球場	スポーツ	1時間につき 600円	
		1日につき 4,800円	
	集会等	1時間につき 1,500円	
		1日につき 12,000円	
	営利等	1時間につき 6,000円	
		1日につき 48,000円	
附属設備	放送器具	1回につき 1,000円	
	判定表示操作盤		
	スコアボード	1回につき 500円	
多目的運動広場	全面	スポーツ	1時間につき 1,000円
		集会等	1時間につき 2,500円
		営利等	1時間につき 10,000円
	半面	スポーツ	1時間につき 500円
		集会等	1時間につき 1,250円
		営利等	1時間につき 5,000円

改 正 案

備考 略

(4) 弓道場

区分		使用料
個人利用		1人1回につき 100円
団体利用	スポーツ	1時間につき 420円
	集会等	1時間につき 1,040円
	営利等	1時間につき 4,190円

備考 略

2 大平運動公園

区分		使用料	
管理棟	第1多目的室	1時間につき 160円	
	第2多目的室	1時間につき 100円	
	シャワー	1回につき 100円	
野球場	スポーツ	1時間につき 620円	
		1日につき 5,020円	
	集会等	1時間につき 1,570円	
		1日につき 12,570円	
	営利等	1時間につき 6,280円	
		1日につき 50,280円	
附属設備	放送器具	1回につき 1,040円	
	判定表示操作盤		
	スコアボード	1回につき 520円	
多目的運動広場	全面	スポーツ	1時間につき 1,040円
		集会等	1時間につき 2,610円
		営利等	1時間につき 10,470円
	半面	スポーツ	1時間につき 520円
		集会等	1時間につき 1,300円
		営利等	1時間につき 5,230円

現 行

多目的運動広場	全灯	30分につき	2,500円
夜間照明設備	半灯	30分につき	1,250円
テニスコート (1面につき)	スポーツ	1時間につき	400円
	集会等	1時間につき	1,000円
	営利等	1時間につき	4,000円
テニスコート	夜間照明設備	30分につき	200円
第2多目的広場	スポーツ	1時間につき	500円
	集会等	1時間につき	1,250円
	営利等	1時間につき	5,000円
第2多目的広場	夜間照明設備	30分につき	500円

備考 略

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分		使用料	
テニスコート(1面につき)	スポーツ	1時間につき 400円	
	集会等	1時間につき 1,000円	
	営利等	1時間につき 4,000円	
野球(ソフトボール)場	A	スポーツ	1時間につき 500円
		集会等	1時間につき 1,250円
		営利等	1時間につき 5,000円
	B	スポーツ	1時間につき 400円
		集会等	1時間につき 1,000円
		営利等	1時間につき 4,000円
	C	スポーツ	1時間につき 400円
		集会等	1時間につき 1,000円
		営利等	1時間につき 4,000円
	D	スポーツ	1時間につき 400円
		集会等	1時間につき 1,000円

改 正 案

多目的運動広場	全灯	30分につき	2,610円
夜間照明設備	半灯	30分につき	1,300円
テニスコート (1面につき)	スポーツ	1時間につき	420円
	集会等	1時間につき	1,040円
	営利等	1時間につき	4,190円
テニスコート	夜間照明設備	30分につき	210円
第2多目的広場	スポーツ	1時間につき	520円
	集会等	1時間につき	1,300円
	営利等	1時間につき	5,230円
第2多目的広場	夜間照明設備	30分につき	520円

備考 略

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分		使用料	
テニスコート(1面につき)	スポーツ	1時間につき 420円	
	集会等	1時間につき 1,040円	
	営利等	1時間につき 4,190円	
野球(ソフトボール)場	A	スポーツ	1時間につき 520円
		集会等	1時間につき 1,300円
		営利等	1時間につき 5,230円
	B	スポーツ	1時間につき 420円
		集会等	1時間につき 1,040円
		営利等	1時間につき 4,190円
	C	スポーツ	1時間につき 420円
		集会等	1時間につき 1,040円
		営利等	1時間につき 4,190円
	D	スポーツ	1時間につき 420円
		集会等	1時間につき 1,040円

現 行

	営利等	1時間につき <u>4,000円</u>
野球（ソフトボール）場	夜間照明設備	30分につき <u>1,000円</u>
陸上競技場 (団体)	スポーツ	1時間につき <u>800円</u>
	集会等	1時間につき <u>2,000円</u>
	営利等	1時間につき <u>8,000円</u>
サッカー場	スポーツ	1時間につき <u>500円</u>
	集会等	1時間につき <u>1,250円</u>
	営利等	1時間につき <u>5,000円</u>

備考 略

4 ファミリーパーク

(1) バーベキュー場

区分	使用料
1基（テント） （ガス代、鉄板、ガスコンロ、フライ返し、たわし、洗剤を含む。）	1回につき <u>1,500円</u>

(2) ファミリーパークプラザ

区分	使用料
会議室	1時間につき <u>300円</u>
第1研修室	1時間につき <u>300円</u>
第2研修室	1時間につき <u>300円</u>

(3) バッテリーカー乗り場

区分	使用料
バッテリーカー	1回につき <u>100円</u>

備考

1・2 略

3 ファミリーパークプラザの使用料は、団体（10人以上）予約で占有する場合のみ徴収するものとする。



改 正 案

	営利等	1時間につき	4,190円
野球（ソフトボール）場	夜間照明設備	30分につき	1,040円
陸上競技場 (団体)	スポーツ	1時間につき	830円
	集会等	1時間につき	2,090円
	営利等	1時間につき	8,380円
サッカー場	スポーツ	1時間につき	520円
	集会等	1時間につき	1,300円
	営利等	1時間につき	5,230円

備考 略

4 ファミリーパーク

(1) バーベキュー場

区分	使用料
1基（テント） （ガス代、鉄板、ガスコンロ、フライ返し、たわし、洗剤を含む。）	1回につき 1,570円

(2) ファミリーパークプラザ

区分	使用料
会議室	1時間につき 310円
第1研修室	1時間につき 310円
第2研修室	1時間につき 310円

(3) バッテリーカー乗り場

区分	使用料
バッテリーカー	1回につき 100円

備考

1・2 略

現 行

5 ふるさとセンターパーク

区分		使用料
ふるさとセンター	研修室1	1時間につき <u>300円</u>
	研修室2	1時間につき <u>300円</u>

備考 略

6 栃木市都賀聖地公園

区分		使用料
体験交流館	多目的室	1時間につき <u>300円</u>
	作業室	1時間につき <u>300円</u>

備考 略

7 西方総合公園

区分		使用料	
野球(ソフトボール)場(1面につき)	スポーツ	1時間につき <u>500円</u>	
	集会等	1時間につき <u>1,250円</u>	
	営利等	1時間につき <u>5,000円</u>	
野球場 夜間照明設備		30分につき <u>2,000円</u>	
ソフトボール場 夜間照明設備		30分につき <u>1,500円</u>	
テニスコート (1面につき)	スポーツ	1時間につき <u>400円</u>	
	集会等	1時間につき <u>1,000円</u>	
	営利等	1時間につき <u>4,000円</u>	
弓道場	個人利用	中学生以下	1人1回につき <u>50円</u>
		上記以外の者	1人1回につき <u>100円</u>
	団体利用	1時間につき <u>300円</u>	
公園管理棟(会議室)		1時間につき <u>150円</u>	
バーベキュー広場		1時間につき <u>2,500円</u>	

備考 略

8 岩舟総合運動公園

区分	使用料
----	-----

改 正 案

5 ふるさとセンターパーク

区分		使用料
ふるさとセンター	研修室1	1時間につき <u>310円</u>
	研修室2	1時間につき <u>310円</u>

備考 略

6 栃木市都賀聖地公園

区分		使用料
体験交流館	多目的室	1時間につき <u>310円</u>
	作業室	1時間につき <u>310円</u>

備考 略

7 西方総合公園

区分		使用料	
野球（ソフトボール）場（1面につき）	スポーツ	1時間につき <u>520円</u>	
	集会等	1時間につき <u>1,300円</u>	
	営利等	1時間につき <u>5,230円</u>	
野球場 夜間照明設備		30分につき <u>2,090円</u>	
ソフトボール場 夜間照明設備		30分につき <u>1,570円</u>	
テニスコート （1面につき）	スポーツ	1時間につき <u>420円</u>	
	集会等	1時間につき <u>1,040円</u>	
	営利等	1時間につき <u>4,190円</u>	
弓道場	個人利用	中学生以下	1人1回につき 50円
		上記以外の者	1人1回につき 100円
	団体利用	1時間につき <u>310円</u>	
公園管理棟（会議室）		1時間につき 150円	
バーベキュー広場		1時間につき <u>2,610円</u>	

備考 略

8 岩舟総合運動公園

区分	使用料
----	-----

現

行

野球場（1面につき）	1時間につき	300円
陸上競技場	1時間につき	<u>300円</u>
サッカー場	1時間につき	<u>500円</u>
ゲートボール場（1面につき）	1時間につき	<u>200円</u>

備考 略

改 正 案

野球場（1面につき）	1時間につき	310円
陸上競技場	1時間につき	310円
サッカー場	1時間につき	520円
ゲートボール場（1面につき）	1時間につき	210円

備考 略

(市街地整備課)

議案第 1 1 7 号

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市市民交流センターの使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市市民交流センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

使用料を改定すること。(別表関係)

〔参照条文〕

議案第 9 8 号と同じ。



議案第117号（市街地整備課）

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第9条関係）

区 分			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
1階	スタジオ1	1時間につき	<u>600円</u>	<u>900円</u>
	スタジオ2	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	大交流室	1時間につき	<u>600円</u>	<u>900円</u>
2階	多目的室1	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	会議室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	会議室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	軽運動室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	軽運動室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
3階	多目的室2	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	創作室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	創作室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	会議室3	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	会議室4	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	調理室	1時間につき	<u>400円</u>	<u>600円</u>
4階	音楽室1	1時間につき	<u>400円</u>	<u>600円</u>
	音楽室2	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	和室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	和室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	研修室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	研修室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	講義室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
1階	ギャラリー	1日につき		<u>900円</u>

備考 略



改 正 案

別表（第9条関係）

区 分			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
1階	スタジオ1	1時間につき	<u>620円</u>	<u>940円</u>
	スタジオ2	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
	大交流室	1時間につき	<u>620円</u>	<u>940円</u>
2階	多目的室1	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
	会議室1	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	会議室2	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	軽運動室1	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	軽運動室2	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
3階	多目的室2	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
	創作室1	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	創作室2	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	会議室3	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	会議室4	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	調理室	1時間につき	<u>420円</u>	<u>620円</u>
4階	音楽室1	1時間につき	<u>420円</u>	<u>620円</u>
	音楽室2	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
	和室1	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	和室2	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	研修室1	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	研修室2	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	講義室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
1階	ギャラリー	1日につき		<u>940円</u>

備考 略

(企業経営課)

議案第118号

栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

- 1 栃木市下水道条例の一部改正  
公共下水道使用料の消費税率を改めること。(第18条関係)
- 2 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正  
農業集落排水処理施設使用料の消費税率を改めること。(別表関係)

#### 〔参照条文〕

議案第98号と同じ。



現

行

【栃木市下水道条例の一部改正】

（使用料）

第18条 略

- 2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

【栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正】

別表（第10条関係）

1 合併前の大平町及び編入前の西方町の区域

使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の基本料金と超過料金との合計に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

表 略

2 合併前の藤岡町の区域

使用料の額は、次の表の基本料金と人員割料金との合計に100分の108を乗じて得た額とする。

表 略

## 改 正 案

## 【栃本市下水道条例の一部改正】

(使用料)

## 第18条 略

- 2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 【栃本市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正】

## 別表 (第10条関係)

## 1 合併前の大平町及び編入前の西方町の区域

使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の基本料金と超過料金との合計に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

表 略

## 2 合併前の藤岡町の区域

使用料の額は、次の表の基本料金と人員割料金との合計に100分の110を乗じて得た額とする。

表 略

(企業経営課)

議案第119号

栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正並びに水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市水道事業給水条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 水道料金の消費税率を改めること。  
(第24条、第25条及び第28条関係)
- 2 引用条項を改めること。(第34条関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。



現 行

（料金）

第24条 料金は、別表に掲げる基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（私設消火栓の料金）

第25条 私設消火栓を公共のための演習以外の演習その他に使用したときの料金は、私設消火栓1個1回の使用時間5分ごとに300円として算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

（特別な場合における料金の算定）

第28条 月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは使用をやめたとき又はメーターの口径に変更があったときの料金は、次のとおり算定する。

- (1) 使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が3立方メートルを超えないときは、別表に定める基本料金の2分の1に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 使用日数が15日を超えるとき又は使用水量が3立方メートルを超えるときは、別表に定める基本料金に100分の108を乗じて得た額とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 略



改 正 案

(料金)

第24条 料金は、別表に掲げる基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(私設消火栓の料金)

第25条 私設消火栓を公共のための演習以外の演習その他に使用したときの料金は、私設消火栓1個1回の使用時間5分ごとに300円として算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは使用をやめたとき又はメーターの口径に変更があったときの料金は、次のとおり算定する。

- (1) 使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が3立方メートルを超えないときは、別表に定める基本料金の2分の1に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 使用日数が15日を超えるとき又は使用水量が3立方メートルを超えるときは、別表に定める基本料金に100分の110を乗じて得た額とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 略

(消防総務課)

議案第120号

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

消防団員の欠格事項の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

欠格事項から成年被後見人又は被保佐人を削り、字句の整理を行うこと。

(第4条関係)

〔参照条文〕

議案第98号と同じ。



現 行

（欠格事項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上に刑を処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 略

改 正 案

(欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上に刑を処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 略

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

違反対象物に係る公表制度の実施等に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 日本工業規格を日本産業規格に改めること。(第 1 6 条関係)
- 2 住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定を改めること。  
(第 2 9 条の 5 関係)
- 3 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等に係る準用規定を整備すること。(第 4 6 条関係)
- 4 違反対象物に係る公表制度について規定すること。(第 4 8 条関係)

[参照条文]

議案第 9 8 号と同じ。



議案第121号(予防課)

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

現	行
目次	
第1章～第5章の2 略	
第6章 雑則(第43条— <u>第48条</u> )	
第7章 罰則( <u>第49条・第50条</u> )	
附則	
(避雷設備)	
第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するものとしなければならない。	
2 略	
(設置の免除)	
第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。	
(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で <u>作動時間が60秒以内</u> の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。	
(2)～(5) 略	
(6) 略	
(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)	
第46条 略	



改 正 案

目次

第1章～第5章の2 略

第6章 雑則（第43条—第49条）

第7章 罰則（第50条・第51条）

附則

（避雷設備）

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 略

（設置の免除）

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)～(5) 略

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) 略

（指定数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第46条 略

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

(タンクの水張検査等)

第47条 略

(委任)

第48条 略

第7章 罰則

第49条・第50条 略

改 正 案

2 前項の規定は、同項の届出の内容を変更し、又は貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

(タンクの水張検査等)

第47条 略

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

(委任)

第49条 略

第7章 罰則

第50条・第51条 略

栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市コミュニティセンター等の使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市コミュニティセンター条例の一部改正  
使用料を改定すること。(別表関係)
- 2 栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の一部改正  
使用料を改定すること。(別表関係)
- 3 栃木市集会所条例の一部改正  
使用料を改定すること。(別表第2関係)
- 4 栃木市文化会館条例の一部改正  
使用料を改定すること。(別表第2、別表第3及び別表第4関係)
- 5 栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部改正  
使用料を改定すること。(別表関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。



議案第122号（生涯学習課）

栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

現		行	
<b>【栃木市コミュニティセンター条例の一部改正】</b>			
別表（第9条、第18条関係）			
1 栃木第三地区コミュニティセンター			
区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
中会議室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
調理室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
2 栃木第四地区コミュニティセンター			
区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
集会室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
和室（東）	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室（中）	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室（西）	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
調理室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
3 栃木第五地区コミュニティセンター			
区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
中会議室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
中会議室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
調理室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
略	略	略	
4 栃木第六地区コミュニティセンター			

改 正 案

【栃木市コミュニティセンター条例の一部改正】

別表（第9条、第18条関係）

1 栃木第三地区コミュニティセンター

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
大会議室	1時間につき	310円	470円
中会議室	1時間につき	210円	310円
和室	1時間につき	210円	310円
調理室	1時間につき	310円	470円

2 栃木第四地区コミュニティセンター

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
集会室	1時間につき	310円	470円
和室（東）	1時間につき	210円	310円
和室（中）	1時間につき	210円	310円
和室（西）	1時間につき	210円	310円
調理室	1時間につき	310円	470円

3 栃木第五地区コミュニティセンター

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
大会議室	1時間につき	310円	470円
中会議室1	1時間につき	210円	310円
中会議室2	1時間につき	210円	310円
和室1	1時間につき	210円	310円
和室2	1時間につき	210円	310円
調理室	1時間につき	310円	470円
略	略	略	

4 栃木第六地区コミュニティセンター

現 行

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
大会議室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
中会議室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
中会議室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
調理室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

5 西方南部地区コミュニティセンター

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
集会室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室1	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室2	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
調理室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

【栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の一部改正】

別表（第7条関係）

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
ホール1（中）	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
ホール2（小）	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
略	略	略	



改 正 案

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
大会議室	1時間につき	310円	470円
中会議室1	1時間につき	210円	310円
中会議室2	1時間につき	210円	310円
和室1	1時間につき	210円	310円
和室2	1時間につき	210円	310円
調理室	1時間につき	310円	470円

5 西方南部地区コミュニティセンター

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
集会室	1時間につき	210円	310円
和室1	1時間につき	210円	310円
和室2	1時間につき	210円	310円
調理室	1時間につき	310円	470円

【栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の一部改正】

別表（第7条関係）

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
ホール1（中）	1時間につき	210円	310円
ホール2（小）	1時間につき	210円	310円
和室	1時間につき	210円	310円
調理実習室	1時間につき	310円	470円
略	略	略	略

現 行

【栃木市集会所条例の一部改正】

別表第2（第8条関係）

(1) 栃木市皆川城内集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
集会室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

(2) 栃木市新栃木コミュニティ会館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
集会室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

(3) 栃木市大平榎本集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

(4) 栃木市大平伯仲集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

(5) 栃木市大平真弓集会所

改 正 案

【栃木市集会所条例の一部改正】

別表第2（第8条関係）

(1) 栃木市皆川城内集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
集会室	1時間につき	310円	470円
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	310円	470円

(2) 栃木市新栃木コミュニティ会館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
集会室	1時間につき	310円	470円
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	310円	470円

(3) 栃木市大平榎本集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	210円	310円
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	310円	470円

(4) 栃木市大平伯仲集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	210円	310円
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	310円	470円

(5) 栃木市大平真弓集会所

現 行

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

(6) 栃木市大平西水代集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

(7) 栃木市大平富田集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

(8) 栃木市藤岡都賀集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

(9) 栃木市藤岡富吉集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>

改 正 案

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

(6) 栃木市大平西水代集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

(7) 栃木市大平富田集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
ホール	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

(8) 栃木市藤岡都賀集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

(9) 栃木市藤岡富吉集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>

現 行

和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	300円	450円

(10) 栃木市岩舟西根南集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	200円	300円
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	300円	450円

(11) 栃木市岩舟下津原集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	200円	300円
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	300円	450円

改 正 案

和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

(10) 栃木市岩舟西根南集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

(11) 栃木市岩舟下津原集会所

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
和室	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

現

行

## 【栃木市文化会館条例の一部改正】

## 別表第2（第8条、第23条関係）

## 1 栃木市栃木文化会館

区分		利用時間		午前	午後	夜間
		入場料区分		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
大ホ ール	ホール	平日	無料	10,000円	15,000円	20,000円
			1,500円以下	13,000円	19,000円	26,000円
			3,000円以下	17,000円	25,000円	34,000円
			3,001円以上	22,000円	33,000円	44,000円
		土日 祝日	無料	20,000円	25,000円	30,000円
			1,500円以下	26,000円	32,000円	39,000円
			3,000円以下	34,000円	42,000円	51,000円
			3,001円以上	44,000円	55,000円	66,000円
舞台の み	平日		5,000円	6,000円	7,000円	
	土日祝日		7,000円	9,000円	11,000円	
小ホ ール	ホール	平日	無料	3,000円	4,500円	6,000円
			1,500円以下	4,000円	6,000円	8,000円
			3,000円以下	5,000円	7,000円	10,000円
			3,001円以上	6,000円	9,000円	12,000円
		土日 祝日	無料	6,000円	7,000円	9,000円
			1,500円以下	7,000円	8,000円	10,000円
			3,000円以下	10,000円	12,000円	15,000円
			3,001円以上	13,000円	16,000円	19,000円
舞台の み	平日		1,000円	2,000円	3,000円	
	土日祝日		2,000円	3,000円	4,000円	
ホール 附属室	大ホール	第1・2・3楽屋(1 室当たり)	1,000円	1,000円	1,000円	



改 正 案

【栃木市文化会館条例の一部改正】

別表第2（第8条、第23条関係）

1 栃木市栃木文化会館

区分		利用時間		午前	午後	夜間
		入場料区分		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
大ホール	ホール	平日	無料	10,470円	15,710円	20,950円
			1,500円以下	13,610円	19,900円	27,230円
			3,000円以下	17,800円	26,190円	35,610円
			3,001円以上	23,040円	34,570円	46,090円
	ホール	土日 祝日	無料	20,950円	26,190円	31,420円
			1,500円以下	27,230円	33,520円	40,850円
			3,000円以下	35,610円	44,000円	53,420円
			3,001円以上	46,090円	57,610円	69,140円
	舞台の み	平日		5,230円	6,280円	7,330円
		土日祝日		7,330円	9,420円	11,520円
小ホール	ホール	平日	無料	3,140円	4,710円	6,280円
			1,500円以下	4,190円	6,280円	8,380円
			3,000円以下	5,230円	7,330円	10,470円
			3,001円以上	6,280円	9,420円	12,570円
	ホール	土日 祝日	無料	6,280円	7,330円	9,420円
			1,500円以下	7,330円	8,380円	10,470円
			3,000円以下	10,470円	12,570円	15,710円
			3,001円以上	13,610円	16,760円	19,900円
	舞台の み	平日		1,040円	2,090円	3,140円
		土日祝日		2,090円	3,140円	4,190円
ホール 附属室	大ホール	第1・2・3楽屋(1 室当たり)	1,040円	1,040円	1,040円	

現 行

	第4・5楽屋（1室 当たり）	500円	500円	500円
小ホール	第6・7楽屋（1室 当たり）	500円	500円	500円
	シャワー室（1室当 たり）	500円	500円	500円
練習室	第1練習室	1,500円	1,500円	1,500円
	第2練習室	1,000円	1,000円	1,000円
和室（1室当たり）		1,000円	1,000円	1,000円
大会議室		2,000円	2,000円	2,000円
会議室		1,000円	1,000円	1,000円
応接室		1,500円	1,500円	1,500円
展示室				6,000円
屋外展示場				3,000円

備考 略

2 栃木市大平文化会館

区分	利用時間 入場料区分	午前	午後	夜間	
		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで	
中ホール	平日	無料	6,000円	9,000円	12,000円
		1,500円以下	8,000円	12,000円	16,000円
		3,000円以下	10,000円	15,000円	20,000円
		3,001円以上	13,000円	20,000円	26,000円
	土日祝 日	無料	12,000円	15,000円	18,000円
		1,500円以下	16,000円	20,000円	24,000円
		3,000円以下	20,000円	25,000円	30,000円
		3,001円以上	26,000円	32,500円	39,000円

改 正 案

		第4・5楽屋（1室 当たり）	520円	520円	520円
	小ホール	第6・7楽屋（1室 当たり）	520円	520円	520円
		シャワー室（1室当 たり）	520円	520円	520円
練習室		第1練習室	1,570円	1,570円	1,570円
		第2練習室	1,040円	1,040円	1,040円
和室（1室当たり）			1,040円	1,040円	1,040円
大会議室			2,090円	2,090円	2,090円
会議室			1,040円	1,040円	1,040円
応接室			1,570円	1,570円	1,570円
展示室					6,280円
屋外展示場					3,140円

備考 略

2 栃木市大平文化会館

区分	利用時間	入場料区分	午前	午後	夜間
			午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
中ホー ル	平日	無料	6,280円	9,420円	12,570円
		1,500円以下	8,380円	12,570円	16,760円
		3,000円以下	10,470円	15,710円	20,950円
		3,001円以上	13,610円	20,950円	27,230円
	土日祝 日	無料	12,570円	15,710円	18,850円
		1,500円以下	16,760円	20,950円	25,140円
		3,000円以下	20,950円	26,190円	31,420円
		3,001円以上	27,230円	34,040円	40,850円

現 行

舞台の み	平日	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>
	土日祝日	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>
ホール附属室	第1・2・3楽屋(1 室当たり)	<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>
	シャワー室(1室当 たり)	<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>
リハーサル室		<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>
展示室		<u>3,000円</u>		

備考 略

3. 栃木市藤岡文化会館

区分		利用時間		午前	午後	夜間
		入場料区分		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
中 ホ ー ル	ホー ル全 開	平日	無料	<u>6,000円</u>	<u>9,000円</u>	<u>12,000円</u>
			1,500円以下	<u>8,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>16,000円</u>
			3,000円以下	<u>10,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>20,000円</u>
			3,001円以上	<u>13,000円</u>	<u>20,000円</u>	<u>26,000円</u>
	土日 祝日	無料	<u>12,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>18,000円</u>	
		1,500円以下	<u>16,000円</u>	<u>20,000円</u>	<u>24,000円</u>	
		3,000円以下	<u>20,000円</u>	<u>25,000円</u>	<u>30,000円</u>	
		3,001円以上	<u>26,000円</u>	<u>32,500円</u>	<u>39,000円</u>	
	ホー ル半 開	平日	無料	<u>3,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>6,000円</u>
			1,500円以下	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>
3,000円以下			<u>5,000円</u>	<u>7,000円</u>	<u>10,000円</u>	
3,001円以上			<u>6,000円</u>	<u>9,000円</u>	<u>12,000円</u>	
土日 祝日		無料	<u>6,000円</u>	<u>7,000円</u>	<u>9,000円</u>	
		1,500円以下	<u>7,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>10,000円</u>	

改 正 案

舞台の み	平日	<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>
	土日祝日	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	<u>5,230円</u>
ホール附属室	第1・2・3楽屋(1 室当たり)	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
	シャワー室(1室当 たり)	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
リハーサル室		<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>
展示室		<u>3,140円</u>		

備考 略

3 栃木市藤岡文化会館

区分			利用時間	午前	午後	夜間
			入場料区分	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
中 ホ ー ル 一 開 ル	ホ ー ル 全 開	平日	無料	<u>6,280円</u>	<u>9,420円</u>	<u>12,570円</u>
			1,500円以下	<u>8,380円</u>	<u>12,570円</u>	<u>16,760円</u>
			3,000円以下	<u>10,470円</u>	<u>15,710円</u>	<u>20,950円</u>
			3,001円以上	<u>13,610円</u>	<u>20,950円</u>	<u>27,230円</u>
	土 日 祝 日	平日	無料	<u>12,570円</u>	<u>15,710円</u>	<u>18,850円</u>
			1,500円以下	<u>16,760円</u>	<u>20,950円</u>	<u>25,140円</u>
			3,000円以下	<u>20,950円</u>	<u>26,190円</u>	<u>31,420円</u>
			3,001円以上	<u>27,230円</u>	<u>34,040円</u>	<u>40,850円</u>
	ホ ー ル 半 開	平日	無料	<u>3,140円</u>	<u>4,710円</u>	<u>6,280円</u>
			1,500円以下	<u>4,190円</u>	<u>6,280円</u>	<u>8,380円</u>
			3,000円以下	<u>5,230円</u>	<u>7,330円</u>	<u>10,470円</u>
			3,001円以上	<u>6,280円</u>	<u>9,420円</u>	<u>12,570円</u>
土 日 祝 日		無料	<u>6,280円</u>	<u>7,330円</u>	<u>9,420円</u>	
		1,500円以下	<u>7,330円</u>	<u>8,380円</u>	<u>10,470円</u>	

現 行

		3,000円以下	<u>10,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>15,000円</u>
		3,001円以上	<u>13,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>19,000円</u>
舞台のみ	平日		<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>
	土日祝日		<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>
多目的ホール	平日	無料	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>
		1,500円以下	<u>3,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>
		3,000円以下	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>
		3,001円以上	<u>5,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>10,000円</u>
	土日祝日	無料	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>
		1,500円以下	<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>9,000円</u>
		3,000円以下	<u>8,000円</u>	<u>10,000円</u>	<u>12,000円</u>
		3,001円以上	<u>10,000円</u>	<u>13,000円</u>	<u>15,000円</u>
ホール附属室	第1・2・3楽屋（1室当たり）		<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>
	浴室（1室当たり）		<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>
リハーサル室（1室当たり）			<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>

備考 略

4 栃木市都賀文化会館

区分	利用時間	入場料区分	午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
中ホール開	平日	無料	<u>6,000円</u>	<u>9,000円</u>	<u>12,000円</u>
		1,500円以下	<u>8,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>16,000円</u>
		3,000円以下	<u>10,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>20,000円</u>
		3,001円以上	<u>13,000円</u>	<u>20,000円</u>	<u>26,000円</u>
	土日祝日	無料	<u>12,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>18,000円</u>
		1,500円以下	<u>16,000円</u>	<u>20,000円</u>	<u>24,000円</u>

改 正 案

		3,000円以下	<u>10,470円</u>	<u>12,570円</u>	<u>15,710円</u>
		3,001円以上	<u>13,610円</u>	<u>16,760円</u>	<u>19,900円</u>
舞台のみ	平日		<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>
	土日祝日		<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	<u>5,230円</u>
多目的ホール	平日	無料	<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>
		1,500円以下	<u>3,140円</u>	<u>5,230円</u>	<u>6,280円</u>
		3,000円以下	<u>4,190円</u>	<u>6,280円</u>	<u>8,380円</u>
		3,001円以上	<u>5,230円</u>	<u>8,380円</u>	<u>10,470円</u>
	土日祝日	無料	<u>4,190円</u>	<u>5,230円</u>	<u>6,280円</u>
		1,500円以下	<u>6,280円</u>	<u>8,380円</u>	<u>9,420円</u>
		3,000円以下	<u>8,380円</u>	<u>10,470円</u>	<u>12,570円</u>
		3,001円以上	<u>10,470円</u>	<u>13,610円</u>	<u>15,710円</u>
ホール附属室	第1・2・3楽屋（1室当たり）		<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
	浴室（1室当たり）		<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
	リハーサル室（1室当たり）		<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>

備考 略

4 栃木市都賀文化会館

区分	利用時間	入場料区分	午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
中ホール全開	平日	無料	<u>6,280円</u>	<u>9,420円</u>	<u>12,570円</u>
		1,500円以下	<u>8,380円</u>	<u>12,570円</u>	<u>16,760円</u>
		3,000円以下	<u>10,470円</u>	<u>15,710円</u>	<u>20,950円</u>
		3,001円以上	<u>13,610円</u>	<u>20,950円</u>	<u>27,230円</u>
	土日	無料	<u>12,570円</u>	<u>15,710円</u>	<u>18,850円</u>
	祝日	1,500円以下	<u>16,760円</u>	<u>20,950円</u>	<u>25,140円</u>

現 行

ホール半開	平日	3,000円以下	<u>20,000円</u>	<u>25,000円</u>	<u>30,000円</u>	
		3,001円以上	<u>26,000円</u>	<u>32,500円</u>	<u>39,000円</u>	
		無料	<u>3,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>6,000円</u>	
		1,500円以下	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>	
	土日祝日	3,000円以下	<u>5,000円</u>	<u>7,000円</u>	<u>10,000円</u>	
		3,001円以上	<u>6,000円</u>	<u>9,000円</u>	<u>12,000円</u>	
		無料	<u>6,000円</u>	<u>7,000円</u>	<u>9,000円</u>	
		1,500円以下	<u>7,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>10,000円</u>	
	舞台のみ	平日	3,000円以下	<u>10,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>15,000円</u>
			3,001円以上	<u>13,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>19,000円</u>
		土日祝日	3,000円以下	<u>10,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>15,000円</u>
			3,001円以上	<u>13,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>19,000円</u>
ホール附属室	平日	第1・2・3楽屋(1室当たり)	<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>	
		シャワー室(1室当たり)	<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>	
リハーサル室			<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	
会議室			<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	
展示室					<u>3,000円</u>	

備考 略

5 栃木市岩舟文化会館

区分	利用時間		午前	午後	夜間	
	入場料区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	
中ホール	ホール	平日	無料	<u>6,000円</u>	<u>9,000円</u>	<u>12,000円</u>
			1,500円以下	<u>8,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>16,000円</u>
			3,000円以下	<u>10,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>20,000円</u>



改 正 案

		3,000円以下	<u>20,950円</u>	<u>26,190円</u>	<u>31,420円</u>
		3,001円以上	<u>27,230円</u>	<u>34,040円</u>	<u>40,850円</u>
ホール半開	平日	無料	<u>3,140円</u>	<u>4,710円</u>	<u>6,280円</u>
		1,500円以下	<u>4,190円</u>	<u>6,280円</u>	<u>8,380円</u>
		3,000円以下	<u>5,230円</u>	<u>7,330円</u>	<u>10,470円</u>
		3,001円以上	<u>6,280円</u>	<u>9,420円</u>	<u>12,570円</u>
	土日祝日	無料	<u>6,280円</u>	<u>7,330円</u>	<u>9,420円</u>
		1,500円以下	<u>7,330円</u>	<u>8,380円</u>	<u>10,470円</u>
		3,000円以下	<u>10,470円</u>	<u>12,570円</u>	<u>15,710円</u>
		3,001円以上	<u>13,610円</u>	<u>16,760円</u>	<u>19,900円</u>
舞台のみ	平日		<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>
	土日祝日		<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	<u>5,230円</u>
ホール附属室	第1・2・3楽屋(1室当たり)		<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
	シャワー室(1室当たり)		<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
リハーサル室			<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>
会議室			<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,040円</u>
展示室					<u>3,140円</u>

備考 略

5 栃木市岩舟文化会館

区分	利用時間		午前	午後	夜間	
	入場料区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	
中ホール	ホール	平日	無料	<u>6,280円</u>	<u>9,420円</u>	<u>12,570円</u>
			1,500円以下	<u>8,380円</u>	<u>12,570円</u>	<u>16,760円</u>
			3,000円以下	<u>10,470円</u>	<u>15,710円</u>	<u>20,950円</u>

現 行

		3,001円以上	<u>13,000円</u>	<u>20,000円</u>	<u>26,000円</u>
	土日	無料	<u>12,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>18,000円</u>
	祝日	1,500円以下	<u>16,000円</u>	<u>20,000円</u>	<u>24,000円</u>
		3,000円以下	<u>20,000円</u>	<u>25,000円</u>	<u>30,000円</u>
		3,001円以上	<u>26,000円</u>	<u>32,500円</u>	<u>39,000円</u>
舞台のみ	平日		<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>
	土日祝日		<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>
多目的ホール	平日	無料	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>
		500円以下	<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,000円</u>
		1,000円以下	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>
		1,001円以上	<u>2,500円</u>	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>
	土日祝日	無料	<u>2,000円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,000円</u>
		500円以下	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,500円</u>
		1,000円以下	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>
		1,001円以上	<u>5,000円</u>	<u>6,500円</u>	<u>7,500円</u>
ホール附属室	第1・2・3・4		<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>
	楽屋(1室当たり)				
	シャワー室(1室当たり)		<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>
多目的ホール控室			<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>
ホール用応接室			<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>

備考 略

別表第3 (第8条関係)

附属設備・備品使用料

区分		使用料
舞台附属設備・備品	1使用時間帯につき	<u>11,000円以内</u>

改 正 案

		3,001円以上	<u>13,610円</u>	<u>20,950円</u>	<u>27,230円</u>
	土日	無料	<u>12,570円</u>	<u>15,710円</u>	<u>18,850円</u>
	祝日	1,500円以下	<u>16,760円</u>	<u>20,950円</u>	<u>25,140円</u>
		3,000円以下	<u>20,950円</u>	<u>26,190円</u>	<u>31,420円</u>
		3,001円以上	<u>27,230円</u>	<u>34,040円</u>	<u>40,850円</u>
舞台のみ	平日		<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>
	土日祝日		<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	<u>5,230円</u>
多目的ホール	平日	無料	<u>1,040円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>
		500円以下	<u>1,570円</u>	<u>2,610円</u>	<u>3,140円</u>
		1,000円以下	<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>
		1,001円以上	<u>2,610円</u>	<u>4,190円</u>	<u>5,230円</u>
	土日祝日	無料	<u>2,090円</u>	<u>2,610円</u>	<u>3,140円</u>
		500円以下	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	<u>4,710円</u>
		1,000円以下	<u>4,190円</u>	<u>5,230円</u>	<u>6,280円</u>
		1,001円以上	<u>5,230円</u>	<u>6,800円</u>	<u>7,850円</u>
ホール附属室	第1・2・3・4		<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
	楽屋(1室当たり)				
	シャワー室(1室当たり)		<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
多目的ホール控室			<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>
ホール用応接室			<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>520円</u>

備考 略

別表第3 (第8条関係)

附属設備・備品使用料

区分		使用料
舞台附属設備・備品	1使用時間帯につき	<u>11,520円以内</u>

現 行

照明附属設備・備品	1 使用時間帯につき	3, 000円以内
音響附属設備・備品	1 使用時間帯につき	3, 000円以内
その他	1 使用時間帯につき	10, 000円以内

別表第4（第8条関係）

冷暖房使用料

区分		使用料
展示室以外の施設	1 時間につき	4, 000円以内
展示室	1 日につき	6, 000円以内

【栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部改正】

別表（第2条関係）

1 スポーツ開放施設

区分		使用料
体育館	1 時間につき	200円
武道場	1 時間につき	200円
体育館ミーティング室	1 時間につき	300円
略		略

2 生涯学習開放施設

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10時 まで
特別教室	1 時間につき	200円	250円

改 正 案

照明附属設備・備品	1 使用時間帯につき	3, 140円以内
音響附属設備・備品	1 使用時間帯につき	3, 140円以内
その他	1 使用時間帯につき	10, 470円以内

別表第4（第8条関係）

冷暖房使用料

区分		使用料
展示室以外の施設	1 時間につき	4, 190円以内
展示室	1 日につき	6, 280円以内

【栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部改正】

別表（第2条関係）

1 スポーツ開放施設

区分		使用料
体育館	1 時間につき	210円
武道場	1 時間につき	210円
体育館ミーティング室	1 時間につき	310円
略	略	

2 生涯学習開放施設

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
特別教室	1 時間につき	210円	260円

(公民館課)

議案第123号

栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
の制定について

提案理由

栃木市公民館の使用料の改定及び栃木市藤岡公民館の市民の利用に供する施設の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

使用料を改定し、栃木市藤岡公民館に多目的室を加えること。

(別表関係)

[参照条文]

議案第98号と同じ。



議案第123号（公民館課）

栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第10条関係）

1 栃木市公民館使用料

(1) 栃木市大宮公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	大交流室	1時間につき	600円	900円
	調理実習室	1時間につき	300円	450円
	略	略	略	略
2階	工作実習室	1時間につき	200円	300円
	中会議室	1時間につき	300円	450円
	略	略	略	略

(2) 栃木市皆川公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	和室	1時間につき	200円	300円
2階	調理室	1時間につき	300円	450円
	大研修室	1時間につき	600円	900円
	中研修室	1時間につき	200円	300円
	略	略	略	略

(3) 栃木市吹上公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
	大交流室	1時間につき	600円	900円
	中会議室	1時間につき	200円	300円
	略	略	略	略
	講座室	1時間につき	200円	300円
	略	略	略	略
	調理実習室	1時間につき	300円	450円



改 正 案

別表（第10条関係）

1 栃木市公民館使用料

(1) 栃木市大宮公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	大交流室	1時間につき	620円	940円
	調理実習室	1時間につき	310円	470円
	略	略	略	略
2階	工作実習室	1時間につき	210円	310円
	中会議室	1時間につき	310円	470円
	略	略	略	略

(2) 栃木市皆川公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	和室	1時間につき	210円	310円
2階	調理室	1時間につき	310円	470円
	大研修室	1時間につき	620円	940円
	中研修室	1時間につき	210円	310円
	略	略	略	略

(3) 栃木市吹上公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
	大交流室	1時間につき	620円	940円
	中会議室	1時間につき	210円	310円
	略	略	略	略
	講座室	1時間につき	210円	310円
	略	略	略	略
	調理実習室	1時間につき	310円	470円

現 行

(4) 栃木市寺尾公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
大交流室	1時間につき	<u>600円</u>	<u>900円</u>
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
研修室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
和室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
会議室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>

(5) 栃木市国府公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
大交流室	1時間につき	<u>600円</u>	<u>900円</u>
中会議室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
略	略	略	略
講座室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
略	略	略	略
調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>

(6) 栃木市大平公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午前5時から午後10 時まで	
1階	視聴覚室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	第1・第2研修室(和室)	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
2階	第1会議室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	第2会議室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	略	略	略	略

改 正 案

(4) 栃木市寺尾公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
大交流室	1時間につき	<u>620円</u>	<u>940円</u>
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
研修室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
和室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
会議室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>

(5) 栃木市国府公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
大交流室	1時間につき	<u>620円</u>	<u>940円</u>
中会議室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
略	略	略	略
講座室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
略	略	略	略
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

(6) 栃木市大平公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午前5時から午後10 時まで	
1階	視聴覚室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
	第1・第2研修室(和室)	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
2階	第1会議室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
	第2会議室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
	略	略	略	略

現 行

第3・第4研修室（和室）	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
--------------	--------	-------------	-------------

(7) 栃木市藤岡公民館

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
1階	略	略	略
	調理実習室	<u>300円</u>	<u>450円</u>
2階	大会議室2	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	大広間	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	略	略	略
3階	大会議室1	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	中会議室	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	和室3	100円	150円

(8) 栃木市都賀公民館

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
1階	講堂	<u>600円</u>	<u>900円</u>
	調理実習室	<u>300円</u>	<u>450円</u>
2階	研修室(1)	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	研修室(2)	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	略	略	略
	和室(2)	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	略	略	略

(9) 栃木市西方公民館

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで

改 正 案

第3・第4研修室(和室)	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
--------------	--------	-------------	-------------

(7) 栃木市藤岡公民館

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
1階	略	略	略
	調理実習室	1時間につき <u>310円</u>	<u>470円</u>
2階	大会議室2	1時間につき <u>210円</u>	<u>310円</u>
	大広間	1時間につき <u>310円</u>	<u>470円</u>
	略	略	略
3階	大会議室1	1時間につき <u>310円</u>	<u>470円</u>
	中会議室	1時間につき <u>210円</u>	<u>310円</u>
	和室3	1時間につき 100円	150円
	多目的室	1時間につき <u>210円</u>	<u>310円</u>

(8) 栃木市都賀公民館

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
1階	講堂	1時間につき <u>620円</u>	<u>940円</u>
	調理実習室	1時間につき <u>310円</u>	<u>470円</u>
2階	研修室(1)	1時間につき <u>210円</u>	<u>310円</u>
	研修室(2)	1時間につき <u>210円</u>	<u>310円</u>
	略	略	略
	和室(2)	1時間につき <u>210円</u>	<u>310円</u>
	略	略	略

(9) 栃木市西方公民館

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで

現 行

1階	会議室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	略	略	略	略
	調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
2階	会議室(大)	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	略	略	略	略

(10) 栃木市岩舟公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで	
略	略	略	略	
2階	略	略	略	
	講義室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	多目的室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
略	略	略	略	

2 栃木市地区公民館使用料

(1) 栃木市大平西地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで	
1階	児童室・図書室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	略	略	略	略
	調理実習室	1時間につき	<u>300円</u>	<u>450円</u>
2階	第1会議室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	第2会議室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>

物品使用料

使用物品	1回当たりの使用料
陶芸窯	素焼 <u>1,050円</u>
	本焼 <u>3,150円</u>

改 正 案

1階	会議室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	略	略	略	略
	調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
2階	会議室(大)	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
	略	略	略	略

(10) 栃木市岩舟公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
略	略	略	略
2階	略	略	略
	講義室	1時間につき	<u>310円</u>
	多目的室	1時間につき	<u>210円</u>
	略	略	略

2 栃木市地区公民館使用料

(1) 栃木市大平西地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	児童室・図書室	1時間につき	<u>210円</u>
	略	略	略
	調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>
2階	第1会議室	1時間につき	<u>210円</u>
	第2会議室	1時間につき	<u>210円</u>

物品使用料

使用物品	1回当たりの使用料
陶芸窯	素焼 <u>1,100円</u>
	本焼 <u>3,300円</u>

現 行

(2) 栃木市大平南地区公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	児童室・図書室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	研修室(作業室)	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
2階	第1会議室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	第2会議室	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	研修室(和室)	1時間につき	<u>200円</u>	<u>300円</u>

(3) 栃木市大平東地区公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
第1会議室	1時間につき		<u>200円</u>	<u>300円</u>
第2会議室	1時間につき		<u>200円</u>	<u>300円</u>
略	略		略	略
農産加工室	1時間につき		<u>200円</u>	<u>300円</u>

(4) 栃木市藤岡地区公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
略	略		略	略
小会議室	1時間につき		<u>200円</u>	<u>300円</u>
講座室	1時間につき		<u>200円</u>	<u>300円</u>
ホール	1時間につき		<u>300円</u>	<u>450円</u>

(5) 栃木市三鴨地区公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
略	略		略	略
講座室	1時間につき		<u>300円</u>	<u>400円</u>
調理実習室	1時間につき		<u>300円</u>	<u>450円</u>



改 正 案

(2) 栃木市大平南地区公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	児童室・図書室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	研修室(作業室)	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
2階	第1会議室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	第2会議室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	研修室(和室)	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>

(3) 栃木市大平東地区公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
	第1会議室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	第2会議室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	略	略	略	略
	農産加工室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>

(4) 栃木市藤岡地区公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
	略	略	略	略
	小会議室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	講座室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
	ホール	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

(5) 栃木市三鴨地区公民館

区分			午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
	略	略	略	略
	講座室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
	調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>

現 行

略	略	略	略
---	---	---	---

(6) 栃木市部屋地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	200円	300円
略	略	略	略
ホール	1時間につき	300円	450円
調理実習室	1時間につき	300円	450円
略	略	略	略

(7) 栃木市赤麻地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	200円	300円
講座室	1時間につき	300円	450円
調理実習室	1時間につき	300円	450円
略	略	略	略

(8) 栃木市静和地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
大会議室	1時間につき	300円	450円
略	略	略	略
調理実習室	1時間につき	300円	450円
略	略	略	略

(9) 栃木市小野寺地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで		
1階	第1会議室	1時間につき	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">450円</td> </tr> </table>	300円	450円
300円	450円				

改 正 案

略	略	略	略
---	---	---	---

(6) 栃木市部屋地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
略	略	略	略
ホール	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
略	略	略	略

(7) 栃木市赤麻地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
研修室	1時間につき	<u>210円</u>	<u>310円</u>
講座室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
略	略	略	略

(8) 栃木市静和地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
大会議室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
略	略	略	略
調理実習室	1時間につき	<u>310円</u>	<u>470円</u>
略	略	略	略

(9) 栃木市小野寺地区公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	第1会議室	1時間につき	<u>310円</u>
			<u>470円</u>

現 行

略	略	略	略	略
---	---	---	---	---

改 正 案

略	略	略	略	略
---	---	---	---	---

(スポーツ振興課)

議案第 1 2 4 号

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市体育施設の利用時間及び休館日の見直し並びに使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市体育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 利用時間及び休館日を改めること。(別表第 1 関係)
- 2 使用料を改定すること。(別表第 2 関係)

〔参照条文〕

議案第 9 8 号と同じ。



議案第124号（スポーツ振興課）

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例

現 行		
別表第1（第4条関係）		
施設名	利用時間	休館日又は休場日
略	略	略
栃木市大平体育館	午前9時から午後10時まで	(1) 月曜日  (2) 12月28日から 翌年1月4日までの日
栃木市大平南体育館	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで	(1) 月曜日  (2) 12月28日から 翌年1月4日までの日
栃木市大平武道館	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで	(1) 月曜日  (2) 12月28日から 翌年1月4日までの日
略	略	略
栃木市都賀市民運動場	午前9時から午後9時30分まで	(1) <u>祝日</u>  (2) 12月28日から 翌年1月4日までの日
栃木市つがスポーツ公園運動場	午前9時から午後9時30分まで	(1) <u>毎月最終火曜日。最終火曜日が祝日の場合はその翌日</u>  (2) 12月28日から 翌年1月4日までの日
栃木市都賀体育センター	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時まで	(1) <u>祝日</u>  (2) 12月28日から 翌年1月4日までの日



改 正 案

別表第1 (第4条関係)

施設名	利用時間	休館日又は休場日
略	略	略
栃木市大平体育館	午前9時から午後10時まで	(1) 月曜日。 <u>月曜日が祝日の場合は翌日</u> (2) 12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市大平南体育館	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで	(1) 月曜日。 <u>月曜日が祝日の場合は翌日</u> (2) 12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市大平武道館	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで	(1) 月曜日。 <u>月曜日が祝日の場合は翌日</u> (2) 12月28日から翌年1月4日までの日
略	略	略
栃木市都賀市民運動場	午前9時から午後9時30分まで	12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市つがスポーツ公園運動場	午前9時から午後9時30分まで	12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市都賀体育センター	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで	12月28日から翌年1月4日までの日

現 行

栃木市木コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで	(1) 祝日（体育館のみ） (2) 12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市都賀南部コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで	(1) 祝日（体育館のみ） (2) 12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市大柿コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで。ただし、宿泊利用の場合は、全日利用することができる。	(1) 祝日（体育館のみ） (2) 12月28日から翌年1月4日までの日。ただし、12月27日の宿泊は不可
略	略	略
栃木市岩舟総合運動場	午前9時から午後10時まで（夜間照明については、午後9時30分まで）。ただし、月曜日は午前9時から午後5時まで	(1) 祝日となる月曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日までの日

備考 略

別表第2（第11条、第20条関係）

1 栃木市屋内運動場使用料

区分			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
ゲート	スポーツ	入場料を徴収しない場合	500円	500円	500円
		入場料を徴収する場合	1,000円	1,000円	1,000円
コート	スポーツ	入場料を徴収しない場合	1,250円	1,250円	1,250円
		入場料を徴収する場合	2,500円	2,500円	2,500円
1面	以外に利用				
	スポーツ	入場料を徴収しない場合	5,000円	5,000円	5,000円

改 正 案

栃木市木コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで	12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市都賀南部コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで	12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市大柿コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで。ただし、宿泊利用の場合は、全日利用することができる。	12月28日から翌年1月4日までの日。ただし、12月27日の宿泊は不可
略	略	略
栃木市岩舟総合運動場	午前9時から午後10時まで(夜間照明については、午後9時30分まで)	12月28日から翌年1月4日までの日

備考 略

別表第2 (第11条、第20条関係)

1 栃木市屋内運動場使用料

区分			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
ゲート	スポーツ ボール コート	入場料を徴収しない場合	520円	520円	520円
		入場料を徴収する場合	1,040円	1,040円	1,040円
1面	スポーツ 以外に利 用	入場料を徴収しない場合	1,300円	1,300円	1,300円
		入場料を徴収する場合	2,610円	2,610円	2,610円
	スポーツ	入場料を徴収しない場合	5,230円	5,230円	5,230円

現 行

	以外の営 利目的で 利用	入場料を徴収する場合	10,000円	10,000円	10,000円
照明設 備	ゲートボ ールコー ト1面に つき	入場料を徴収しない場合	1時間につき 100円		
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>200円</u>		
用具	1セット	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>300円</u>		
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>600円</u>		
放送設 備	スポーツ に利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>300円</u>		
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>600円</u>		
	スポーツ 以外に利 用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>750円</u>		
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>1,500円</u>		
	スポーツ 以外の営 利目的で 利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>3,000円</u>		
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>6,000円</u>		

2 栃木市大平体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
中学生以下	1回につき 60円
一般	1回につき <u>220円</u>

(2) 占用使用料

区分		使用料
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合
		入場料を徴収する場合
		1時間につき <u>1,000円</u>
		1時間につき <u>2,000円</u>

改 正 案

	以外の営 利目的で 利用	入場料を徴収する場合	10,470円	10,470円	10,470円
照明設 備	ゲートボ ールコー ト1面に つき	入場料を徴収しない場合	1時間につき 100円		
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>210円</u>		
用具	1セット	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>310円</u>		
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>620円</u>		
放送設 備	スポーツ に利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>310円</u>		
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>620円</u>		
	スポーツ 以外に利 用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>780円</u>		
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>1,570円</u>		
	スポーツ 以外の営 利目的で 利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>3,140円</u>		
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>6,280円</u>		

2 栃木市大平体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
中学生以下	1回につき 60円
一般	1回につき <u>230円</u>

(2) 占用使用料

区分		使用料
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合
		入場料を徴収する場合
		1時間につき <u>1,040円</u>
		1時間につき <u>2,090円</u>

現 行

スポーツ以外に 利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	<u>2,500円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>5,000円</u>
スポーツ以外の 営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	<u>10,000円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>20,000円</u>

3 栃木市大平南体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
中学生以下	1回につき 60円
一般	1回につき <u>220円</u>

(2) 占用使用料

区分		使用料	
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>700円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,400円</u>
アリーナ	スポーツ以外に利 用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,750円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,500円</u>
アリーナ	スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>7,000円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>14,000円</u>
ミーティングルーム		入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>300円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>600円</u>

4 栃木市大平武道館

(1) 略

(2) 占用使用料

区分		使用料
剣道場	中学生以下	1時間につき <u>300円</u>
	一般	1時間につき <u>600円</u>
柔道場	中学生以下	1時間につき <u>300円</u>
	一般	1時間につき <u>600円</u>

改 正 案

スポーツ以外に 利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	<u>2,610円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>5,230円</u>
スポーツ以外の 営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	<u>10,470円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>20,950円</u>

3 栃木市大平南体育館

(1) 個人使用料

区分	使用料
中学生以下	1回につき 60円
一般	1回につき <u>230円</u>

(2) 占用使用料

区分		使用料	
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>730円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,460円</u>
	スポーツ以外に利 用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,830円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,660円</u>
	スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>7,330円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>14,660円</u>
ミーティングルーム		入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>310円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>620円</u>

4 栃木市大平武道館

(1) 略

(2) 占用使用料

区分		使用料
剣道場	中学生以下	1時間につき <u>310円</u>
	一般	1時間につき <u>620円</u>
柔道場	中学生以下	1時間につき <u>310円</u>
	一般	1時間につき <u>620円</u>

現 行

弓道場	中学生以下	1時間につき 100円
	一般	1時間につき 200円

5 栃木市藤岡総合体育館

(1) 個人使用料

区分		使用料
アリーナ	中学生以下	1回につき 60円
	一般	1回につき 220円
略	略	略
トレーニング室	一般	1回につき 300円

(2) 占用使用料

区分			使用料
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,400円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 2,800円
	スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 3,500円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 7,000円
	スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 14,000円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 28,000円
柔道場	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 600円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 1,200円
	スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,500円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 3,000円
	スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 6,000円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 12,000円
剣道場	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 600円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 1,200円
	スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,500円
		入場料を徴収する場合	1時間につき 3,000円



改 正 案

弓道場	中学生以下	1時間につき 100円
	一般	1時間につき <u>210円</u>

5 栃木市藤岡総合体育館

(1) 個人使用料

区分		使用料
アリーナ	中学生以下	1回につき 60円
	一般	1回につき <u>230円</u>
略	略	略
トレーニング室	一般	1回につき <u>310円</u>

(2) 占用使用料

区分		使用料	
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,460円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,930円</u>
	スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>3,660円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>7,330円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>14,660円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>29,330円</u>
柔道場	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>620円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,250円</u>
	スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,570円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,140円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>6,280円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>12,570円</u>
剣道場	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>620円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,250円</u>
	スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,570円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,140円</u>

現 行

スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>6,000円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>12,000円</u>

(3) 附属設備使用料

区分		使用料	
放送設 備	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>500円</u>
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外に利 用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>1,250円</u>
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>2,500円</u>
	スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>5,000円</u>
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>10,000円</u>
シャワー		1人1回につき <u>100円</u>	

6 栃木市藤岡弓道場使用料

(1) 略

(2) 占用使用料

区分	使用料
中学生以下	1時間につき <u>120円</u>
一般	1時間につき <u>250円</u>

7 栃木市都賀体育センター使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
中学生以下	1回につき <u>60円</u>
一般	1回につき <u>220円</u>

(2) 占用使用料

区分		使用料	
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,000円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,000円</u>
	スポーツ以外に	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>2,500円</u>

改 正 案

スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>6,280円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>12,570円</u>

(3) 附属設備使用料

区分		使用料	
放送設 備	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>520円</u>
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外に利 用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>1,300円</u>
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>2,610円</u>
	スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>5,230円</u>
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>10,470円</u>
シャワー		1人1回につき 100円	

6 栃木市藤岡弓道場使用料

(1) 略

(2) 占用使用料

区分	使用料
中学生以下	1時間につき 120円
一般	1時間につき <u>300円</u>

7 栃木市都賀体育センター使用料

(1) 個人使用料

区分	使用料
中学生以下	1回につき 60円
一般	1回につき <u>230円</u>

(2) 占用使用料

区分		使用料	
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,040円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,090円</u>
	スポーツ以外に	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>2,610円</u>

現 行

	利用	入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>5,000円</u>
	スポーツ以外の 営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	<u>10,000円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>20,000円</u>
ミーティングルーム		入場料を徴収しない場合	1時間につき	<u>300円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>600円</u>

8 栃木市都賀市民運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分		使用料
運動場A・B (1面)	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,000円</u>
運動場サッカー (全面)	スポーツに利用	1時間につき <u>800円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>2,000円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>8,000円</u>

(2) 夜間照明使用料

区分	使用料
全面96灯 イベント用	30分につき <u>1,500円</u>
全面64灯 サッカー試合用	30分につき <u>1,000円</u>
半面32灯 サッカー練習用	30分につき <u>500円</u>
半面16灯 サッカー練習用	30分につき <u>250円</u>
1面48灯 ソフトボール用	30分につき <u>750円</u>
全面8灯 陸上の練習用	30分につき 120円

9 栃木市つがスポーツ公園運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分		使用料
野球場A・B (1面)	スポーツに利用	1時間につき <u>500円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,250円</u>

改 正 案

	利用	入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>5,230円</u>
	スポーツ以外の 営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	<u>10,470円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>20,950円</u>
ミーティングルーム		入場料を徴収しない場合	1時間につき	<u>310円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき	<u>620円</u>

8 栃木市都賀市民運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分		使用料
運動場A・B (1面)	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,190円</u>
運動場サッカー (全面)	スポーツに利用	1時間につき <u>830円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>2,090円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>8,380円</u>

(2) 夜間照明使用料

区分	使用料
全面96灯 イベント用	30分につき <u>1,570円</u>
全面64灯 サッカー試合用	30分につき <u>1,040円</u>
半面32灯 サッカー練習用	30分につき <u>520円</u>
半面16灯 サッカー練習用	30分につき <u>260円</u>
1面48灯 ソフトボール用	30分につき <u>780円</u>
全面8灯 陸上の練習用	30分につき 120円

9 栃木市つがスポーツ公園運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分		使用料
野球場A・B (1面)	スポーツに利用	1時間につき <u>520円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,300円</u>

現

行

	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>5,000円</u>
ソフトボール 場C・D (1面)	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,000円</u>
サッカー試合 (全面)	スポーツに利用	1時間につき <u>1,800円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>4,500円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>18,000円</u>
サッカー練習 (半面)	スポーツに利用	1時間につき <u>900円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>2,250円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>9,000円</u>

## (2) テニスコート使用料

区分	使用料
テニスコート (1面)	1時間につき <u>400円</u>
テニスコート (夜間照明)	30分につき <u>200円</u>

## (3) 弓道場使用料

ア 略

イ 占用使用料

区分	使用料
中学生以下	1時間につき 100円
一般	1時間につき <u>200円</u>

## (4) 略

## 10 栃木市木コミュニティセンター使用料

区分	使用料	
研修室	1時間につき <u>300円</u>	
体育館	スポーツに利用	1時間につき <u>500円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,250円</u>
運動場	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>

改 正 案

	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>5,230円</u>
ソフトボール 場C・D (1面)	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,190円</u>
サッカー試合 (全面)	スポーツに利用	1時間につき <u>1,880円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>4,710円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>18,850円</u>
サッカー練習 (半面)	スポーツに利用	1時間につき <u>940円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>2,350円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>9,420円</u>

(2) テニスコート使用料

区分	使用料
テニスコート (1面)	1時間につき <u>420円</u>
テニスコート (夜間照明)	30分につき <u>210円</u>

(3) 弓道場使用料

ア 略

イ 占用使用料

区分	使用料
中学生以下	1時間につき 100円
一般	1時間につき <u>210円</u>

(4) 略

10 栃木市木コミュニティセンター使用料

区分	使用料	
研修室	1時間につき <u>310円</u>	
体育館	スポーツに利用	1時間につき <u>520円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,300円</u>
運動場	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>

現

行

	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>
--	-----------	----------------------

## 1 1 栃木市都賀南部コミュニティセンター使用料

区分		使用料
研修室		1時間につき <u>300円</u>
体育館	スポーツに利用	1時間につき <u>500円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,250円</u>
運動場	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>

## 1 2 栃木市大柿コミュニティセンター使用料

## (1) 体験使用料

区分	使用料
調理室	1時間につき <u>300円</u>
和室(1)	1時間につき <u>300円</u>
和室(2)	1時間につき <u>300円</u>
体育館	1時間につき <u>500円</u>
体験学習館	1時間につき <u>300円</u>

## (2) 略

## 1 3 栃木市西方総合文化体育館使用料

## (1) 個人使用料

区分		使用料
アリーナ	中学生以下	1回につき 60円
	一般	1回につき <u>220円</u>
略	略	略
トレーニング室	一般	1回につき <u>300円</u>

## (2) 占用使用料

区分			使用料
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,600円</u>



改 正 案

	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>
--	-----------	----------------------

1.1 栃木市都賀南部コミュニティセンター使用料

区分		使用料
研修室		1時間につき <u>310円</u>
体育館	スポーツに利用	1時間につき <u>520円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,300円</u>
運動場	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>

1.2 栃木市大柿コミュニティセンター使用料

(1) 体験使用料

区分	使用料
調理室	1時間につき <u>310円</u>
和室(1)	1時間につき <u>310円</u>
和室(2)	1時間につき <u>310円</u>
体育館	1時間につき <u>520円</u>
体験学習館	1時間につき <u>310円</u>

(2) 略

1.3 栃木市西方総合文化体育館使用料

(1) 個人使用料

区分		使用料
アリーナ	中学生以下	1回につき <u>60円</u>
	一般	1回につき <u>230円</u>
略	略	略
トレーニング室	一般	1回につき <u>310円</u>

(2) 占用使用料

区分			使用料
アリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,670円</u>

現 行

		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,200円</u>
	スポーツ以外に 利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>4,000円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>8,000円</u>
	スポーツ以外の 営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>16,000円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>32,000円</u>
サブアリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>500円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外に 利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,250円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,500円</u>
スポーツ以外の 営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>5,000円</u>	
	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>10,000円</u>	
ステージ		入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,000円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,000円</u>
研修室		入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>500円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,000円</u>
会議室		入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>500円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,000円</u>
冷暖房	アリーナ	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>2,400円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>4,800円</u>
	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,200円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,400円</u>

(3) 附属設備使用料

区分		使用料	
放送設備	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>500円</u>
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外に 利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>1,250円</u>
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>2,500円</u>

改 正 案

		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,350円</u>
	スポーツ以外に	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>4,190円</u>
	利用	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>8,380円</u>
	スポーツ以外の	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>16,760円</u>
	営利目的で利用	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>33,520円</u>
サブアリーナ	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>520円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外に	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,300円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,610円</u>
	スポーツ以外の	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>5,230円</u>
		営利目的で利用	入場料を徴収する場合
ステージ		入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,040円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,090円</u>
研修室		入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>520円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,040円</u>
会議室		入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>520円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,040円</u>
冷暖房	アリーナ	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>2,510円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>5,020円</u>
	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,250円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,510円</u>

(3) 付属設備使用料

区分		使用料	
放送設備	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>520円</u>
		入場料を徴収する場合	1回につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外に	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>1,300円</u>
		利用	入場料を徴収する場合

現 行

	スポーツ以外の	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>5,000円</u>
	営利目的で利用	入場料を徴収する場合	1回につき <u>10,000円</u>
シャワー			1人1回につき <u>100円</u>

14 栃木市西方北グラウンド使用料

区分		使用料
野球（ソフトボール）場 （1面）	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,000円</u>

15 栃木市西方南グラウンド使用料

区分		使用料
野球（ソフトボール）場 （1面）	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,000円</u>
ゲートボールコート		無料

16 栃木市真名子運動広場使用料

区分		使用料
ソフトボール場 （1面）	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,000円</u>
サッカー場 （1面）	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,000円</u>

17 栃木市岩舟総合運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分		使用料
野球場	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>

改 正 案

	スポーツ以外の	入場料を徴収しない場合	1回につき <u>5,230円</u>
	営利目的で利用	入場料を徴収する場合	1回につき <u>10,470円</u>
シャワー			1人1回につき 100円

14 栃木市西方北グラウンド使用料

区分		使用料
野球（ソフトボール）場 （1面）	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,190円</u>

15 栃木市西方南グラウンド使用料

区分		使用料
野球（ソフトボール）場 （1面）	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,190円</u>
ゲートボールコート		無料

16 栃木市真名子運動広場使用料

区分		使用料
ソフトボール場 （1面）	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,190円</u>
サッカー場 （1面）	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき <u>4,190円</u>

17 栃木市岩舟総合運動場使用料

(1) グラウンド使用料

区分		使用料
野球場	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>

現 行

	スポーツ以外の営利目的で 利用	1時間につき <u>4,000円</u>
ソフトボール場	スポーツに利用	1時間につき <u>400円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,000円</u>
	スポーツ以外の営利目的で 利用	1時間につき <u>4,000円</u>
ソフトボール場（夜間照明）		30分につき 500円

(2) 体育館使用料

ア 個人使用料

区分	使用料
中学生以下	1回につき 60円
一般	1回につき <u>220円</u>

イ 占用使用料

区分		使用料
スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>500円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,000円</u>
スポーツ以外に利 用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,250円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,500円</u>
スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>5,000円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>10,000円</u>

(3) テニスコート使用料

区分	使用料
テニスコート（1面）	1時間につき <u>400円</u>

備考 略

改 正 案

	スポーツ以外の営利目的で 利用	1時間につき <u>4,190円</u>
ソフトボール場	スポーツに利用	1時間につき <u>420円</u>
	スポーツ以外に利用	1時間につき <u>1,040円</u>
	スポーツ以外の営利目的で 利用	1時間につき <u>4,190円</u>
ソフトボール場（夜間照明）		30分につき 500円

(2) 体育館使用料

ア 個人使用料

区分	使用料
中学生以下	1回につき 60円
一般	1回につき <u>230円</u>

イ 占用使用料

区分	使用料	
スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>520円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,040円</u>
スポーツ以外に利 用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,300円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,610円</u>
スポーツ以外の営 利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>5,230円</u>
	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>10,470円</u>

(3) テニスコート使用料

区分	使用料
テニスコート（1面）	1時間につき <u>420円</u>

備考 略

(危機管理課)

議案第125号

## 財産の貸付けについて

### 提案理由

コミュニティFM放送局「とちぎシティエフエム」の運営事業者であるケーブルテレビ株式会社に、栃木市観光情報物産館内に整備してある栃木市コミュニティFM放送局演奏所及び設備一式を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもの。

### 〔参照条文〕

#### 地方自治法抜粋

#### (議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

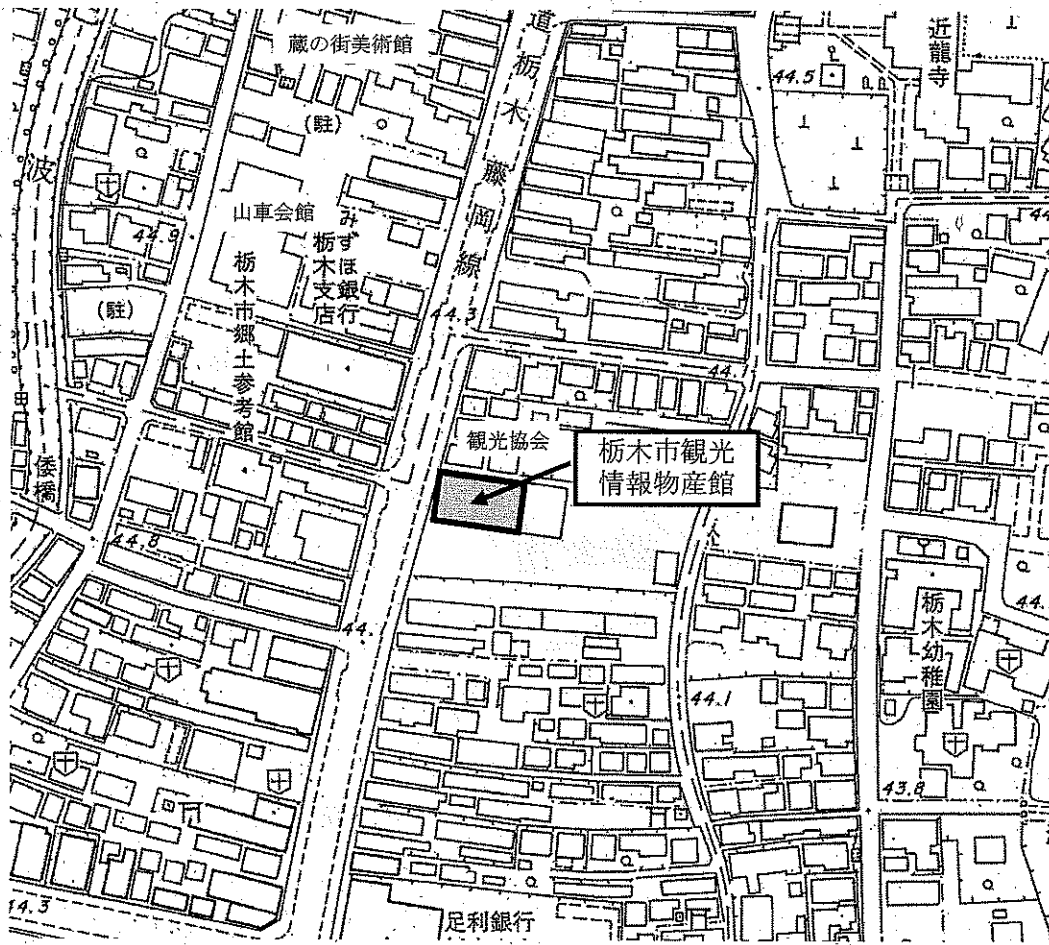
(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

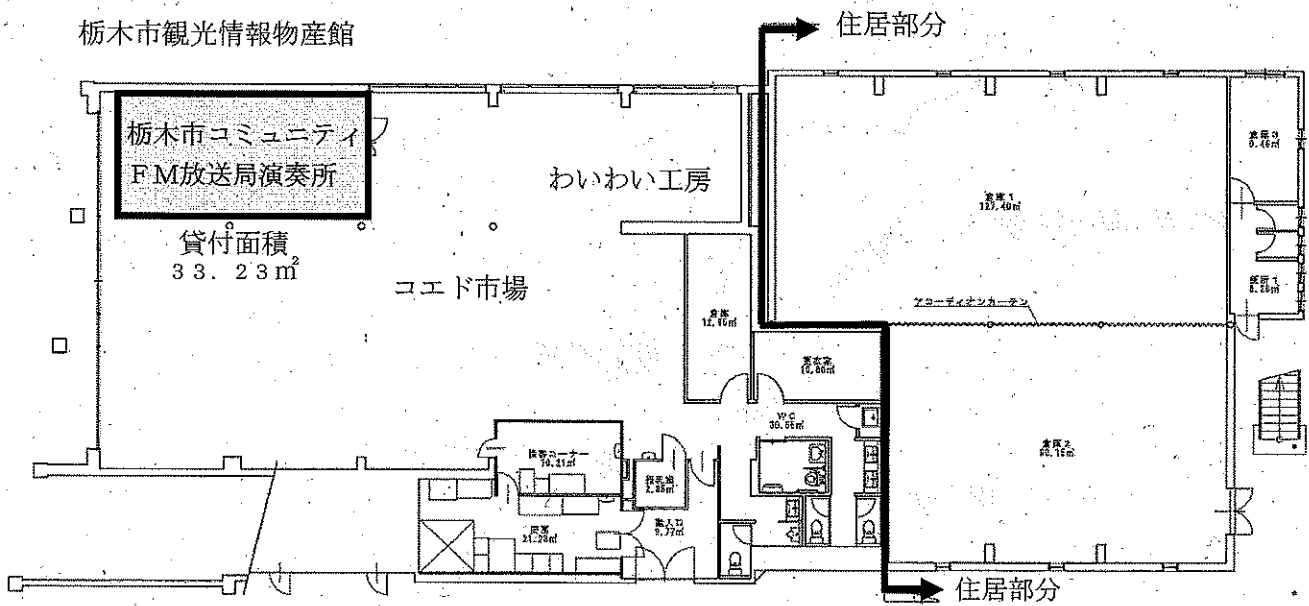
(7) 以下略



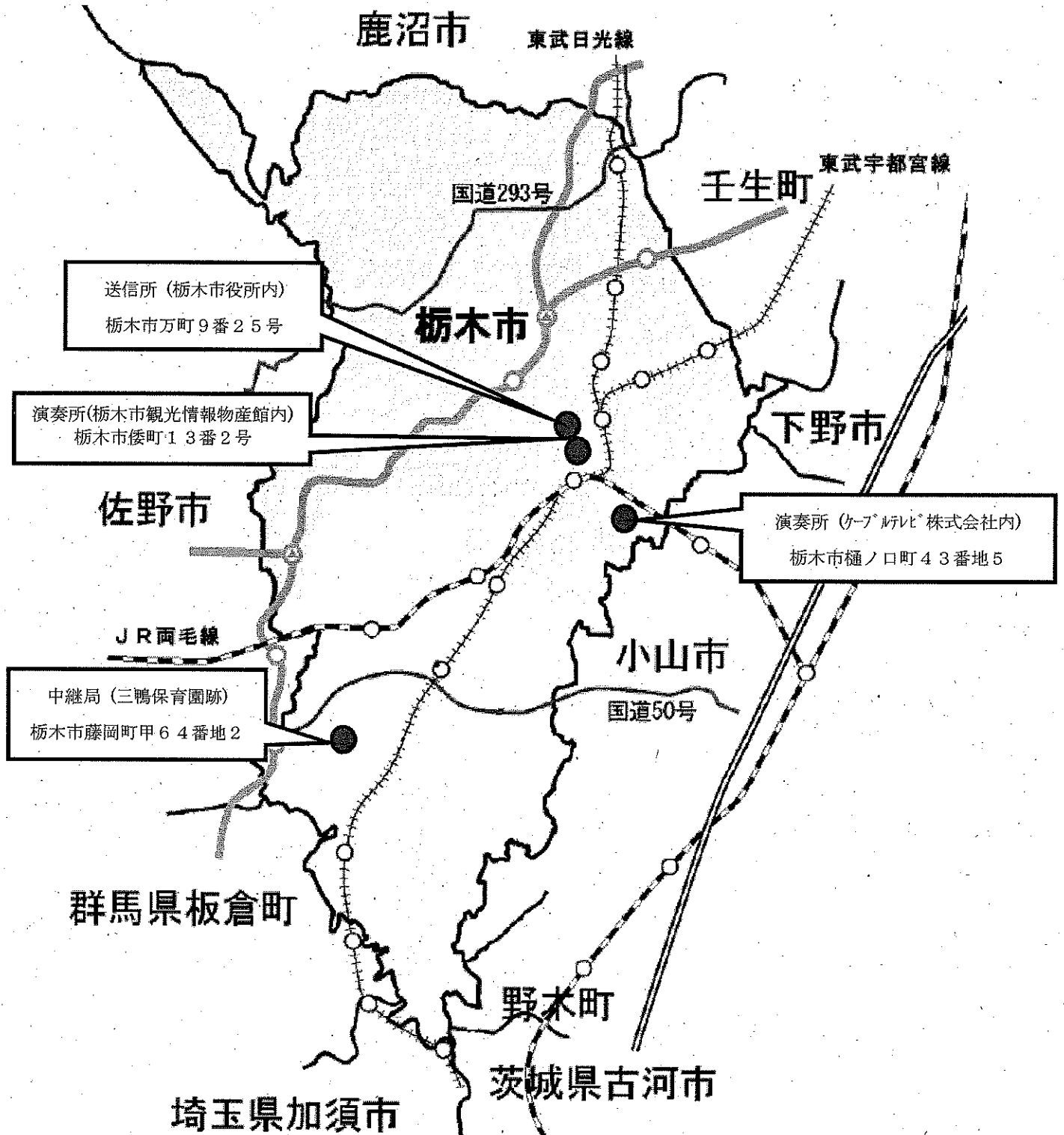
# 建物位置図



# 貸付箇所図



# 設備等位置図



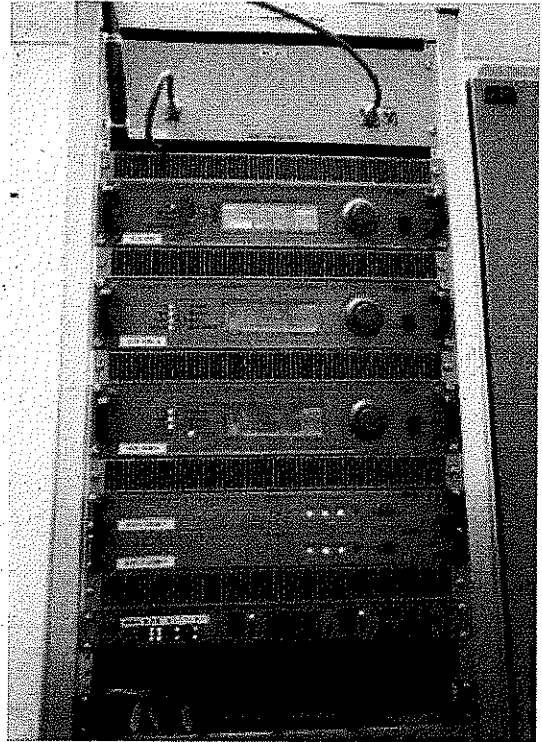
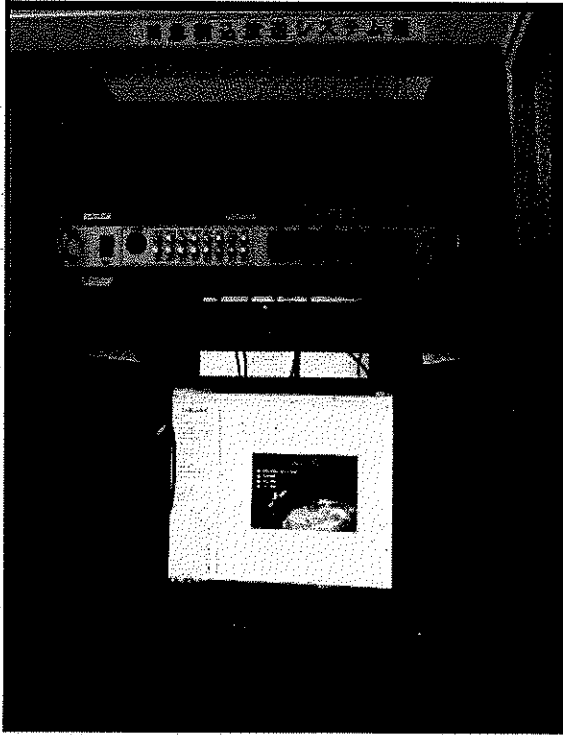
演奏所（スタジオブース含む）設備一式（栃木市倭町13番2号栃木市観光情報物産館内）



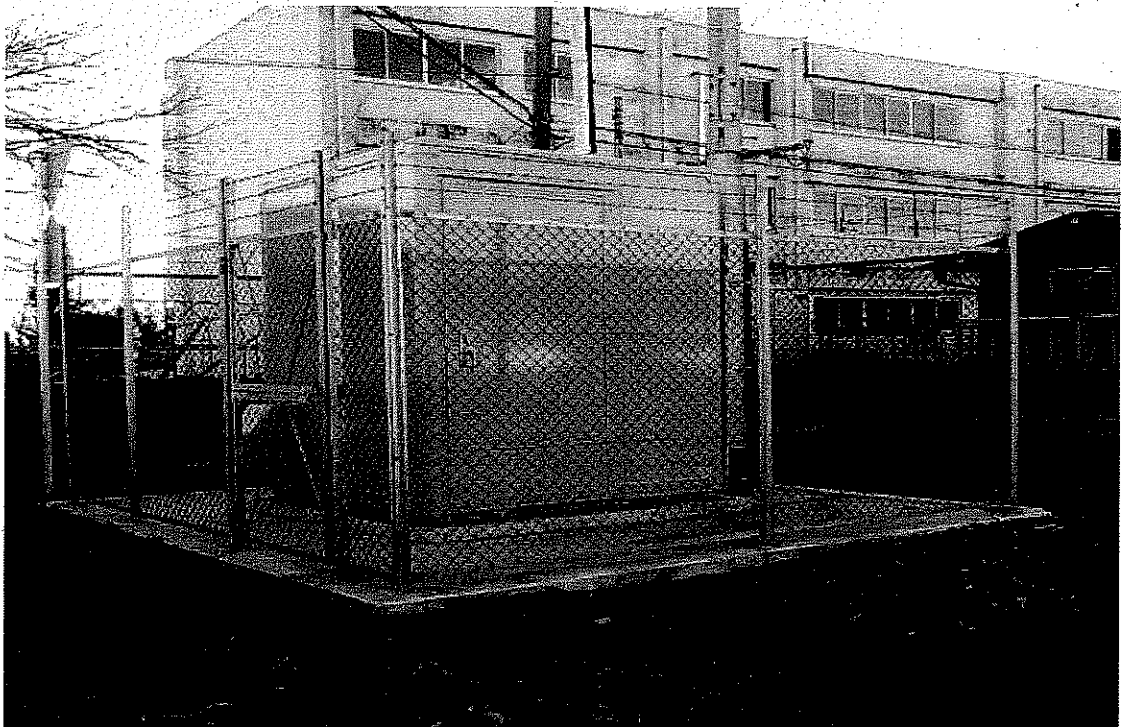
演奏所（スタジオブース含む）設備一式  
（栃木市樋ノ口町43番地5 ケーブルテレビ株式会社内）



送信所設備一式 (栃木市万町 9 番 25 号栃木市役所内)



中継局設備一式(栃木市藤岡町甲 64 番地 2 三鴨保育所跡地)



(企業経営課)

議案第126号

平成30年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

平成30年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金948,411,971円のうち600,000,000円を資本金に組み入れ、348,411,971円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方公営企業法抜粋

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 以下略

## 平成 30 年度 栃木市水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,430,448,573	31,032,912	948,411,971
議会の議決による処分類	600,000,000	0	△ 948,411,971
資本金	600,000,000	0	△ 600,000,000
減債積立金	0	0	△ 348,411,971
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	11,030,448,573	31,032,912	( 繰越利益剰余金 ) 0

(企業経営課)

議案第127号

平成30年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

平成30年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金230,351,432円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第126号と同じ。

## 平成 30 年度 栃木市下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,200,355,443	114,452,906	230,351,432
議会の議決による処分類	0	0	△ 230,351,432
資本金	0	0	0
減債積立金	0	0	△ 230,351,432
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	13,200,355,443	114,452,906	( 繰越利益剰余金 ) 0



教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員6名のうち、荒川 律氏が令和元年11月24日をもって任期満了となるので、後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋  
(任命)

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

館野知美氏の略歴

住 所 栃木市西方町金崎806番地15

生年月日 昭和47年9月29日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員26名のうち、黒川弘照氏が令和元年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

黒川弘照氏の略歴

住所 栃木市本町14番30号

生年月日 昭和40年12月11日

[Redacted]

主な経歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)



